第2章 第2期川崎市自治推進委員会の調査審議状況

第1節 自治基本条例に基づく取組状況

自治基本条例に基づく自治の運営状況について、条文ごとにおける取組状況を調査し、 川崎市における市民自治に関する取組を俯瞰的に捉えることとした。

※表中にある平成21年度の数字は、平成22年1月末日現在のものであり、空欄の箇所はその 時点での集計が整っていないものである。

1 自治運営を担う主体の役割、責務等の取組

(1) 事業者の社会的責任(第8条)

第8条(事業者の社会的責任)の主な取組としては、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市が率先して、環境に配慮した取組の実施、障害者雇用の拡大など、持続可能な社会の構築に向けて取組を進めている。

また、市は、平成 18 年 1 月に「国連グローバル・コンパクト」に日本の自治体として 初めて参加し、グローバル・コンパクトの 10 原則を支持し推進している。さらに、グローバル・コンパクトの理念を市内に広めるため、さまざまな主体が自主的な諸活動によって持続可能な地域社会づくりに貢献する「かわさきコンパクト」を推進している。

「かわさきコンパクト」は、グローバルな視野から設定した課題を、川崎の市民・事業者・行政等の連携により解決を目指す取組であり、原則に共鳴する事業者・市民の自発的な参加と様々な主体の協働により課題解決を目指している。

第8条 事業者の社会的責任							
	これまでの主な取組						
制度・施策名	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度		
●国連グローバル・コンパクト 国連環境計画の取組。「人権」、「労働」、「環境」、「腐敗防止」の 4分野からなる10原則を設定。	0 11.	車グローバ <i>/</i> 18.1)	レ・コンパク	 			
●かわさきコンパクト 国連グローバル・コンパクトの理念を市内で展開。市が提唱し、企 業・組織、市民が自発的に参加。			・ ベコンパクト ・登録開始 ・	011124			
●総合評価一般競争入札制度 審査基準による評価。社会貢献度、性能等、及び入札金額を総合的に評価し、最高の評価点となった者を落札者とする方式。			8 件	21 件	33 件		

(2)コミュニティの尊重(第9条)

第9条 (コミュニティの尊重等)の主な取組としては、コミュニティの自主性・自立性 を尊重しながら、自治会・町内会の取組の支援や各区役所等に市民活動支援コーナーを設 置するなどのコミュニティに関わる施策を推進している。

また、平成20年4月から平成22年3月までに川崎市都市型コミュニティ検討委員会が設置され、都市化の進んだ川崎市において地域コミュニティを活性化させるための検討が行われ、地域コミュニティの核となる町内会・自治会とテーマ別に活動している様々な市民活動団体の連携などについての提言を含めた報告書をまとめた。

なお、第8条及び第9条は、持続可能な地域社会の構築に向けて、事業者が社会的責任を果たし、市や市民とともに自治運営の担い手となることが期待されるとともに、コミュニティの在り方が自治運営を継続して行っていくための重要なファクターとなることから、この規定は重要な位置付けとされている。

第9条 コミュニティの尊重等								
	これまでの主な取組							
制度·施策名	H17 年度	H17	H18	H19	H20	H21		
	以前	年度	年度	年度	年度	年度		
●町内会・自治会への支援								
町内会・自治会の活動、自主防災や資								
源集団回収など市民の活動に対する補						→		
助·助成金、奨励金等								
加入世帯数(世帯)		416,509	420,890	426,437	432,891	434,328		
加入率(毎年度4月1日現在)		70.5%	70.1%	69.2%	68.3%	67.1%		
●市民活動推進委員会	○第1期委		○第3期	委員会				
市民活動支援指針(H13.9 策定)の円	員会(中間	○第2期委員会			○第4期			
滑な執行と、市民活動の一層の活性化	支援組織、	5	共有、こ		(協働型			
を目的に設置。	活動資金)	価)	市民活動		進に関す	る検証)		
	H14.1 発足		策の検証)				
●都市型コミュニティ検討委員会					Column L. Tris			
都市化の進んだ大都市川崎市における						コミュニテ		
地域コミュニティの活性化の方策につい					ィ検討委	貝会		
て調査審議。				ŧ				
●かわさき市民公益活動助成金制度		スタートアップ助成(10 万円以	内)				
活動の推進と将来の運営の自立・発	○助成金制	17 団体	19団体	21 団体	21 団体	28 団体		
展を目的とし、市内でボランティア・市民	度創設	ステップアップ。助成	(コース別)	こ 200 万円]~30 万円	以内)		
活動団体が行う「公益事業」を支援。	(H16)	27 団体	1	33 団体	1	1		
		21四件	29 凹作	本の四件	44 凹 14	41 四 14		

(3)議会の権限及び責務(第11条)

第 11 条 (議会の権限及び責務)の主な取組としては、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行っている。その行使に当たっては、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた会議運営に努めている。

また、平成 21 年 7 月には、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与するために議会基本条例を施行した。

(4) 行政運営等の取組 (第15~18条)

第15~18条(行政運営等)については、市が行政運営を計画的に、かつ効率的、効果 的、総合的に行うための取組を自治基本条例に位置付けたものである。

また、これらの条文に基づく具体的な取組である新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」や「行財政改革プラン」の策定と並んで、自治基本条例自体も市政運営の3本柱の一つとして位置付け、持続可能な市民都市の構築に向けた取組を進めている。

①行政運営の基本等(第 15条)と評価(第 17条)

第15条の主な取組としては、新総合計画や行財政改革プランの策定が挙げられる。平成

17年3月に策定された新総合計画については、人口や地域経済の動向などの環境変化を踏まえ、平成20年3月に平成20年度~22年度を計画期間とした第2期実行計画を策定し、第1期実行計画の取組の継承及び先駆的、先導的な施策の推進を図っている。また、行財政改革プランについては、第1次、第2次行財政改革プランの総括を踏まえて、平成20年度~22年度を取組期間とする新行財政改革プランを策定し、出資法人改革(第15条)や市民サービスの再構築、行財政改革の成果の予算への反映などに取り組んでいる。

さらに、第17条の主な取組として、川崎再生 ACTION システム(事務事業総点検・施策評価)を運用して、新総合計画の進行管理と事業等の成果を市民に明らかにするとともに効率的かつ効果的な行政運営の推進に取り組んでいる。

第15条 行政運営の基本等						
制床 长生		į	これまでの主	な取組		
制度・施策名	H 17 年度以前	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●新総合計画 社会経済環境の変化に的確に対応した、本市が進めるまちづくりの基本方針。	○新総合計画策 第1期実行計ī (H17.3)			○第2期実 (H20.3)	 行計画策定	
●行財政改革プラン 効率的かつ健全な行財政基盤を確立 し、社会経済環境の変化に的確に対応 するためのプラン。	○第 1 次 (H14.9 ○第 2 次 (H17.3			○新行財政 (H20.3)	な改革プラン	策定

第17条 評価					
制度·施策名		これ	までの主な	取組	
制度·旭東石	H17年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●政策評価委員会 施策評価を実施し、新総合計画の進行管理と事業等 の成果を市民に明らかにし、効率的・効果的な行政 運営に取り組む。<会議開催回数、意見提出件数>	3 回	4 回 36 件	4回 21件	4 回 21 件	4 回 (予定)

②財政運営等(第16条)

第16条の主な取組としては、中長期的な展望に立った計画的な財政運営を図るための「中期財政収支見通しの策定」、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことによる「財政の健全性の確保」、その他財政運営の透明性の確保に向けた「財政に関する情報の公表」などがある。また、財政状況などを分かりやすく説明した「財政読本」を発行し、予算や財政の仕組みについて、多くの市民に興味をもってもらえるような取組を行っている。

第16条 財政運営等								
制度·施策名	これまでの主な取組							
前及·施朱石	H17 年度以前	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度		
●中期財政収支見通しの策定	○財政フレームの)策定(H14.	9)					
●財政の健全性の確保		○財政状況	1一覧表の作品	戊·開示(H17)				
●財政に関する情報の公表	○「財政のあらま	し」の公表						

③苦情、不服等に対する措置(第 18 条)

第 18 条の主な取組としては、市民の苦情、不服等に対する簡易迅速な救済措置を図る

ための市民オンブズマンや子どもや男女平等に係る市民の人権侵害に対する相談や救済 の申し立てを受ける人権オンブズパーソン制度などを設置し、運用している。

第18条 苦情、不服等に対する措置					
		これ	までの主なエ	取組	
制度·施策名	H17	H18	H19	H20	H21
	年度	年度	年度	年度	年度
●市民オンブズマン制度					
市民からの市政に関する苦情の申し立て処理や市政の					
監視を行い必要に応じて、市に対して勧告したり意見					
を述べる。					
<受付件数>		117 件	105 件	138 件	
●人権オンブズパーソン制度					
いじめ、虐待など子どもの権利の侵害や DV、セクハラ					
など男女平等にかかわる人権侵害の相談、救済の申し					
立てを受ける。					
<受付件数>		449 件	364 件	370 件	

(5) 区に関する取組 (第19~22条)

第 21 条では、参加及び協働による地域の課題解決及び行政サービスの効率的、効果的かつ総合的な提供とともに、区における市民活動支援の推進に向けて区の組織整備や機能強化等に取り組む必要性について規定している。また、第 22 条では、参加及び協働による地域の課題解決に向けて調査審議していく機関としての区民会議を設置する旨を規定している。

これらは、「市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを基本」としている自治基本条例の基本理念を実現するために、第19条(区及び区役所の設置)や第20条(区長の設置及び役割)とともに、「区」に関する施策として体系化されている。

※区に関する取組は資料編 69 頁参照

第22条 区民会議					
制度・施策名		これ	までの主な取締	組	
利及"他束石	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●区民会議 区民の参加と協働による区に おける地域社会の課題の解決 を図るために調査審議を行う。	〇区民会議 試行実施	○区民会議条例 施行(H18.4) ○第1期 区民会議 (H18	年度、H 19 年		(H20 年度、 H21 年度)

2 自治運営の基本原則に基づく制度等の運営状況等

自治基本条例には、1で述べた行政運営の基本等を前提として、参加と協働によるまちづくりを推進していくために必要な区に関する取組や自治運営の基本原則に基づく制度等について体系化されている。

ここでは、それぞれの制度等がどのように整備されているのか、また、市民自治の推進の 方向に沿っているのかなど、自治運営の基本原則(情報共有、参加及び協働)の視点から、 これまでの主な取組と成果等について次のとおり整理をした。

(1)情報共有に関する取組(第23~27条)

第 23 条から第 27 条までの規定は、市政に関する情報(以下「市政情報」という。)について情報共有するための様々な手法等を体系化している。近年は、市民の市政への参加や協働の前提として、情報の共有化に重点が移ってきており、既存の広聴に関する取組の定期的な見直しや、社会状況等に合わせた迅速かつ柔軟な対応が求められている。これらの規定に基づく主な取組は次のとおりである。

第23条 情報提供							
制度・施策名	これまでの主な取組						
型及	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度		
●市政だよりの発行、テレビ・ラジオなどによる広報●インターネット、メールマガジン等による広報拡大●市民便利帳の配布		○アクセシビリ ため「定型テン		導入 ュース	○無料で 製作した 市民便利 帳の配布		
<ホームへ°ーシ´(HP)アクセス件数> 単位:万件			350	350	304		
●記者会見、報道への資料提供、取材対応の実施		○市のイベント により記者ク					
<報道への資料提供の件数>	1,655	1,705	1,586	1,766	1,651		
●要綱等の公表※要綱は H19.7 から、要領等は H19.11 から実施				ネット及び区 閲覧開始			
<公表件数>			2,664	2,764	2,924		

第24条 情報公開									
制度・施策名	これまでの主な取組								
耐度 [™] 泥灰石	H17 年度以前	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度			
●情報共有、情報公開の 推進(情報公開条例) 情報公開制度に基づく市 民の知る権利の保障。	S59.10 施行 ※情報公開法施	行に合わせ	、H13.4 に全部 ○電子申請 続を導入(による請求	手	○電磁的記録の複写 媒体に CD、MO を 追加(H21.9)			
公文書開示請求件数		1,013	1,062	867	947				

第25条 個人情報保護									
		これまでの主な取組							
制度·施策名	H17年度以 前	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度			
●個人情報の保護 (個人情報保護条例) 市が保有する個人情報につい て、開示、訂正、利用の停止等 の請求する権利の保障。	○個人情報化	保護研修会の	邓改正(H17.4)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	. ,	.1)			
保有個人情報開示等請求件数		132	163	209	168				

第26条 会議公開					
生 		Ţ	れまでの主な	取組	
制度・施策名	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●審議会等会議の公開 (審議会等の会議の公開に関する条例) 審議会等の開催のお知らせを情報プラザ・公 文書館に常備。HP に開催日を掲載	H11.4 施彳	Ť		○ホームへ°ーシ˙(F リニューアル (H:	
対象となる審議会等	267	275	246	245	
傍聴人	707	1,086	661	804	

第27条 情報共有の手法等の整	備							
制度·施策名	これまでの主な取組							
制度・他來石	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度			
●総合コンタクトセンターの設置・運営 市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦 情などを一元的に受け付ける「サンキューコ ール」を運営			ールかわさきのな 予約受付業務開 ○同業務拡大	始(H18) (H19) ○区役所代表	 - - -			
問い合わせ件数 ①サンキューコール ②本庁代表電話 ③区役所代表電話		①3,142	①17,193 ②142,236	務統合(2 ①33,591 ②105,710 ③70,409	①33,219			
FAQ 件数		1,538	1,658	1,767	1,880			
●IT を活用した参加と協働の仕組みづくり			のポータルサイ √サイトの開始(H ○民間地域ポ 活用(H20.	18.7~) ータルサイト(*	:			

(2) 参加及び協働による自治運営(第28~32条)

第28条は、「多様な参加の機会が、参加を求める事案の内容、性質等に応じて市民に保障されるような整備、体系化の必要性」を、また、第29条から第31条までは、市政に参加するための制度について規定している。

これらの規定は、市民と市との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ることを規定している第32条とともに、参加及び協働による自治運営に向けた取組として体系化されている。

第28条 多様な参加の機会の整備等	÷					
制度·施策名	これまでの主な取組					
制 及 · 他 來 石	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	
●多様な参加の機会の整備 多様な手法により、市政に対する意見、要望、 評価などを聴く機会を設ける。	○市民意識実態調査 年1回 1,500 名 ○市民アンケート H18 見直し 年 2 回 各 3,000 名					
<市長への手紙 件数>	1,958	1,616	1,746	1,407	1,098	
<かわさき市民アンケート 回答数> 上段:1回目、下段:2回目(H18年度から年2回)	65.9%	46.3% 42.3%	48.2% 43.6%	41.0% 47.0%	49.0% 47.5%	

第29条 審議会等の市民委員の公募						
制度·施策名	これまでの主な取組					
利及·他來石	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	
●附属機関等の設置等に関する要綱 ●附属機関等の委員公募実施指針 市の計画、施策等の策定などについて、審議会等を設置する際は、市民公募委員が含まれることを原則とする。	H9.7 施行 H9.7 施行					
公募委員を含む審議会の数			62(29.5%)	73(31.3%)	78(32.4%)	

第30条 パブリックコメント手続					
生	これまでの主な取組				
制度・施策名	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●パブリックコメント手続条例 市民生活にとって重要な政策等の案について、意見を募 り、提出された意見を考慮して政策等を定める制度。			○パブリック (H19.4)	'コメント手続	条例施行
パブリックコメント件数/意見数			75/1,542	54/3,239	36/943

第31条 住民投票制度					
制度 恢复	これまでの主な取組				
制度・施策名	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
●住民投票条例 市政の重要事項について、賛成、反対のい ずれかで住民の意思を確認する制度。	○住民投票制度 検討委員会(H17.12~H18.9)			○川崎市住民投票条例 の施行(H21.4)	

第32条 協働推進の抗	拖 策整備等					
	これまでの主な取組					
制度·施策名	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	
●協働型事業のルール 市民活動団体と行政が共通 目標に向かって協働で行う 事業を実施する際の基本的 な考え方や手順を示すもの。			○協働型事業 のルールの 策定 (H20.2)	○協働推進 窓口の設置 (H20.7)		
協働型事業の数				86	87	

(3) 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条)

第 33 条に関する取組として、市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市は、市民委員 3 名と有識者 3 名で構成される「自治推進委員会」を設置し、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議している。

第33条 自治運営の制度	等の在り方に	こついての調剤	奎審 議			
制度・施策名	これまでの主な取組					
村及"肥東石	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	
●自治推進委員会の運営 自治運営の基本原則(情報の共 有、参加及び協働)に基づく制度 等の在り方について調査審議す る。		○第1期自治排 設置(H19.2		○第2期自治 設置(H20.		

3 国や他の自治体との関係の運営状況等

第 34 条の主な取組としては、神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政運営に当たるとともに、他の自治体と共通する広域的な課題に対しては、全国市長会、指定都市市長会、八都県市首脳会議などで、国への施策提言や要望活動、調査研究等、積極的な連携を図っている。また、県市間においては、県の「事務処理の特例に関する条例」に基づく県から市への権限移譲の取組を進めている。

なお、川崎市としては、庁内の川崎市地方分権推進会議等により地域主権改革への対応を 推進するとともに、平成 20 年度に望ましい分権型社会における大都市制度の在り方を「川 崎市大都市制度等調査研究報告書」として取りまとめた。

第2節 第1期川崎市自治推進委員会の提言に対する取組状況

自治推進委員会からの提言が、その後どのように市の取組に反映されているかの状況を把握するため、川崎市が第1期委員会からの提言を受けて策定した「市民自治の推進に向けた10の提言推進プラン(以下、推進プランという。)」の取組状況について調査することとした。

1「推進プラン」

第1期の自治推進委員会は、平成19年2月から平成20年3月まで設置され、情報共有をメインテーマとしつつ、第三者的立場から川崎市における自治運営全体を俯瞰的に調査審議し、それらを踏まえて、「市民自治の推進に向けた10の提言」を行った。(平成20年5月19日市長提出)。市では、「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を市政運営の3つの柱の1つに据え市民自治を推進しているが、さらなる推進に向け、この提言を尊重し具現化に努めていく必要があると考え、「推進プラン」を策定した。

2「推進プラン」の取組状況

推進プランでは、それぞれの提言に対して、平成 20 年度から 22 年度までの具体的な取組が示されている。第 2 期自治推進委員会では、推進プランの内容のうち、平成 20、21 年度における取組状況を調査することとした。その取組状況の調査結果について、次頁より示すものとする。

【第1期川崎市自治推進委員会からの提言】

市民自治の推進に向けた10の提言

総合的な自治の醸成

提言1 自治に向き合う職員の育成

提言 2 自治意識の醸成

協働のまちづくり

提言3 協働実践の共有

提言 4 協働推進施策の整備

情報共有

提言 5 政策形成過程の情報共有の推進

提言6 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築

提言7 情報コンシェルジュ機能の充実

区民会議

提言8 区民会議の情報発信の推進

提言9 区民会議と関係団体との連携の推進

提言10 各区区民会議の交流の推進

(1) 自治に向き合う職員の育成

①提言内容

市が自治基本条例の理念に基づき様々な施策を効果的に展開していくためには、職員一人ひとりがその理念を十分に理解し、"市民自治に向き合う職員"としての基本的な考え方やスキルを身につけることが求められていることから、座学研修に加えて、0JT (職場研修)による実践の場を活用した人材育成に取り組むことや、区役所をはじめとした市民との協働の第一線の部署に配属することなどについて提言があった。

②取組状況

平成19年2月に策定した「第2次川崎市人材育成基本計画」(以下、「基本計画」という。)に基づき、平成21年3月に「第2次局別人材育成計画」を策定するとともに、よりきめ細かな人材育成を推進するため、階層別研修や人事評価制度評価者研修において、基本計画が掲げる"めざすべき職員像"の周知を図り、行政のプロとしての職員の育成に取り組んだ。職員研修においては、様々な機会を捉え、自治基本条例の理念に関連するテーマの研修を企画するとともに、特定非営利活動(NPO)法人への派遣研修などの体験型の研修などを実施した。

また、人材育成の観点から異なる職務分野をバランスよく経験させるような人事配置にも取り 組んだ。

めざすべき職員像

- ・市民との協働の担い手となる職員
- ・現場での課題発見とその解決に向きあう職員
- ・組織目標の達成に取り組みながら自己実現を図る職員

■人材育成基本計画の周知について

平成 20 年度: 新規採用職員研修、人事評価制度における評価者研修 平成 21 年度: 新規採用職員研修、中堅職員研修、技能・業務職員研修、

人事評価制度における評価者研修

■職員研修における人材育成について

・自治基本条例に関連した研修 ※研修の中で自治基本条例について説明 平成21年度:新規採用職員研修「地方分権への川崎市の取組」、

「協働のまちづくり」 参加:421人

若手職員研修「自治に向き合う職員とは」 参加:179人

スキルアップ研修「ファシリテーションと協働力」 参加:32 人

· NPO 法人派遣研修

平成20年度:6団体(グループリビング川崎、ままとんきっず、ふれあいワーカーズうらら、

Key Person 21、わになろう会、フリースペースたまりば)へ7人派遣

平成 21 年度:5団体(ままとんきっず、ふれあいワーカーズうらら、Key Person 21、

わになろう会、フリースペースたまりば)へ9人派遣

(2) 自治意識の醸成

①提言内容

市民自治を推進していくためには、市民が地域での活動に参加したり、日常生活で当たり前のように行われている自治の取組を考えたりするきっかけづくりを行うことなど、市民が自治を自分自身の問題として育む自治意識の醸成のための環境整備に取り組むことについて提言があった。

②取組状況

市民自治を推進するために、自治基本条例のパンフレットを改訂し、町内会・自治会を通して、各世帯に回覧するなど条例の周知を図るとともに、「かわさき自治推進フォーラム2010」を開催した。

また、各局・区において、市民との協働によるイベントや市民活動を推進するための講座 を開催するなど、自治意識の醸成を図った。

子どもの自治意識を育む環境整備として、ホームページ上に自治基本条例のキッズページ を開設するとともに、小学校の副読本にも自治に関する事項を掲載した。

■自治基本条例の周知

- ・自治基本条例パンフレットの改訂 町内会・自治会を通じて回覧 (平成21年6月)
- ・自治基本条例広報用 DVD の制作(平成 22 年 3 月完成)
- ・区民会議に関するアンケートの実施 認知度 19.5% (平成 20 年 7 月実施)、有効回収数 1,230 人
- ・自治基本条例に関するアンケートの実施(平成21年11月 実施)
- ・「かわさき自治推進フォーラム 2010」の開催(平成 22 年 3 月、中原市民館)

■自治の取組を考えるきっかけづくり(主なもの)

- ・かわさきコンパクトフォーラム(環境局)
- ・さいわい区民フォーラム(幸区役所)
- ・地域コーディネートを学ぶ講座(宮前区役所)

■子どもの自治意識を育む環境整備

- ・市ホームページ「Web 自治基本条例」内に自治基本条例キッズページを平成 21 年 4 月に開設
- ・まちづくり局で作成する小学生向けの副読本「まちは友だち!」(平成21年4月改訂)の中で「自治」に関する事項を掲載



(3) 協働実践の共有

①提言内容

協働型事業の実践などを通して、協働の形を具体的に示していくとともに、協働型事業の情報やイメージの共有を図り、市と市民との間において、着実に共通認識を深めていくことについて提言があった。

②取組状況

協働型事業の情報を収集し、協働型事業一覧の充実を図り、「協働型事業の事例集」を作成するとともに、ホームページに掲載した。「協働型事業のルール」の周知については、職員を対象に協働に関する研修及び市民を対象とした説明会も開催した。また、各局・区において市民と協働で事業を行っているものについては、「協働型事業のルール」に沿った形で事業を実施していく中で、協働に関する共通認識を深めることに取り組んだ。

■協働型事業の実施状況

平成 20 年度: 86 事業 平成 21 年度: 87 事業

※区役所、教育委員会、まちづくり局において多くの協働型事業が実施されている

■協働型事業のルールに関する説明会

「協働型事業のルール」の浸透を図ることを目的として、ルールの内容を説明するとともに行 政職員向け研修では、協働型事業の進め方等について実施経験者(行政・市民活動団体)が事業 を紹介した。

年度	対象	日程	場所	参加 人数	備考
	市民	20年8月24日	中原市民館	34 人	かわさき市民活動センター主催「セ ンター利用者交流会」と共催
20 年	1	20年8月30日	多摩市民館		
年度	職員	20年8月8日	明治安田生命ビル	GE J	
	員	20年8月19日	職員研修所	65 人	職員研修所主催の研修と共催
		21年7月18日			
		21年8月30日	かわさき 市民活動センター		かわさき市民活動センター主催「セ ンター利用者交流会」と共催
21	市民	21年12月12日	110011120111111111111111111111111111111	72 人	かわさき市民活動センター主催「公 益活動助成金交付団体交流会と共催
年度		21年12月16日	男女共同参画センター		男女共同参画センター主催「すくら む塾」のプログラムとして実施
/X		22年2月1日	川崎区役所		川崎区役所主催「市民活動コーナー利用 団体研修会」のプログラムとして実施
	職	21年6月29日	第 3 庁舎	56 人	職員研修所主催の研修と共催
	員	21年7月21日	分り月 古	90 <u>/</u>	

(4) 協働推進施策の整備

①提言内容

自治基本条例第 32 条の規定に基づき、「協働型事業のルール」や区における協働型等の事業提 案制度を円滑に運用するとともに、協働に関する相談や事業調整の仕組みを構築・運用すること 及び地域における市民協働支援拠点としての充実について提言があった。

②取組状況

「協働型事業のルール」を広く周知していくとともに、「協働型事業のルール」に基づき、協働型事業の推進が適切に図られているか、また、「協働型事業のルール」が協働型事業を推進する上で適切であるか等について、「第4期市民活動推進委員会」(平成20年度~平成21年度)の中で検証を行った。

平成 21 年 7 月に市民・こども局に「協働推進窓口」を設置し、協働型事業のノウハウを蓄積するなど、相談への対応、行政・市民間の調整などを図った。

各区の取組として、協働型等の提案制度については、制度の見直しを図りながら実施するとともに、市民活動支援コーナーについては、市民、利用団体の意見に適切に対応し、設備及び運営手法の充実を図った。

■第4期市民活動推進委員会の運営状況

第4期市民活動推進委員会では、協働型事業を実施している市民活動団体に対して、協働型事業のルールの認知状況や実施状況についてアンケート調査(サンプル数 183 団体:有効回答 100団体、123 事業)や行政に対するヒアリング調査などにより協働型事業の現状を把握し、今後の展開に向けた検証を行った。

■協働推進窓口の運営状況

【相談件数】 平成20年度:8件(市民活動団体から6件、行政から2件)

平成21年度:14件(市民活動団体から12件、行政から2件)

※平成21年度の件数は、平成22年1月末現在

【主な相談内容】

協働型事業の進め方、協働の相手方(行政側)の紹介・コーディネートなど

■各区市民活動支援コーナーの主な充実内容

- ・幸区:展示コーナーの予約方法の改正
- ・中原区:紙折り機、印刷機のリニューアル
- ・宮前区:2箇所の市民活動支援拠点のオープン(ふれあいスペース宮前、有馬・野川生涯学習 支援施設)
- ・多摩区:市民活動支援コーナーの拡充(会議室、印刷・作業コーナー)
- ・麻生区:IT環境の整備(パソコン、LANカードの利用、貸出)

■各区提案制度の状況

資料編 70~73 頁参照

(5) 政策形成過程の情報共有の推進

①提言内容

自治基本条例第6条において、市民の権利として、『市政に関する情報を知ること』や『政策の 形成、執行及び評価の過程に参加すること』を保障することが規定されている。

この規定を踏まえ、政策の形成、執行及び評価の各過程における市民参加を推進していくため、 早期の段階の情報提供を行うことのリスクを考慮した上で政策形成過程における情報についても 積極的に提供していくことについて提言があった。

②取組状況

各局・区において、個々の事業を進めていく過程の中で、それぞれの事案にあった時期、手法を考慮しながら、市民への説明会等を開催するなどして、政策形成過程における情報共有を図った。

パブリックコメント手続については、制度周知や意見募集の広報の充実を図るとともに庁内検 討会を開催するなど、適正な運用について検討を進めた。

■重要な政策課題の説明会(全市を対象とした主なもの)

平成 20 年度:「CC かわさき環境ミーティング」

3 回開催 計 560 人参加

「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定説明会」

8回開催 計502人参加

平成 21 年度:「CC かわさき環境ミーティング」

3 回開催 計 580 人参加

■パブリックコメント手続の制度周知

○制度周知について

平成20年度:市政だより11月1日号に掲載

かわさきエフエムで放送(平成20年7月)

平成21年度:かわさきエフエムで放送(平成21年7月)

※募集している案件については随時広報

■パブリックコメント手続の制度に関する状況

庁内の政策策定所管課に制度をより理解してもらうため、庁内研修会(2回)を行った。 平成21年度:「パブリックコメント研修会」 11月9日 50名、11月10日 57名

■パブリックコメント手続の運営状況

平成20年度:パブリックコメント件数 54件、意見数 3,239件

平成 21 年度: パブリックコメント件数 36 件、 意見数 943 件

※平成21年度の件数は、平成22年1月末現在

(6) ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築

①提言内容

行政情報の発信手法として、「市政だより」は、広く市民に認知されているが、そのほかに、インターネットを活用するホームページやメールマガジンなども情報量や迅速性などにおいて紙媒体を補完し、様々な市民に確実に情報を届ける媒体として活用されている。

今後は、このような市民全体を対象とした広報と併せ、情報を届けたい相手側の特性を踏まえた上で、様々な広報媒体を効果的に活用した情報発信の手法等を構築していくことについて提言があった。

②取組状況

各種広報媒体の特性を生かし、必要な人に必要な情報が届くようターゲットに合わせた発信方法として、市政だより、テレビ、ラジオのほか、民間の情報誌、フリーペーパー、フリーマガジンなどの広報媒体を複合的に活用し、特定の読者層に向けて発信するような戦略的な情報発信を進めてきた。

また、ホームページについては、内容の充実とあわせ、出産、教育、健康などの分野ごとに必要な情報を容易に入手できるよう利便性を高めるとともに、高齢者、外国人など対象者に合わせた情報発信も行った。

■各種広報媒体の情報発信状況

- ・市政だより:1日号 約555,000部/月発行、21日号 約454,000部/月発行
- ・ホームページ: トップページアクセス件数 3,498,856件(平成20年度)
- ・民間情報誌:横浜 walker、散歩の達人
- ・フリーペーパー: タウンニュース、東京新聞 TODAY、情報紙ぱど、シティリビング
- ※その他、テレビ、ラジオ、河川情報表示板(JR川崎駅西口の大型ビジョン)、アゼリアビジョン (JR川崎駅東口の大型ビジョン) などでも情報発信

■インターネットサイト等を活用した戦略的情報発信(主なもの)

- ○外国人向け
- ・外国人市民向けメルマガ「インターコムかわさきく」の創刊(平成21年7月)(川崎区)
- ○高齢者向け
- ・高齢者向けホームページ「ますます元気なかはら」の開設(平成22年4月予定)(中原区) 〇子ども向け
- ・中原区子ども(就学児)関連サイト「なかはらっこひろば」開設(中原区・教育委員会) 〇その他
- ・メルマガ版「かわさきの農業」の創刊(経済労働局)
- ・CC川崎エコ会議のホームページ開設(環境局)
- ・新型インフルエンザ情報の随時配信(健康福祉局)
- ・インターネット議会中継の区役所設置モニターへの配信開始(議会局)

(7) 情報コンシェルジュ機能の充実

①提言内容

市政に関する情報は膨大かつ様々な分野に渡っており、まずは市民にとって分りやすく体系的 に整理されている必要がある。

市民が必要とする情報はいつでもどこでも受け取れるような環境整備を図ることが求められており、市のホームページを活用して体系的な整理をして提供するとともに、行政情報以外にも可能な限り、市民が必要とする情報まで案内する「情報コンシェルジュ(案内人)」のような機能を総合コンタクトセンター等に持たせることについて提言があった。

②取組状況

ホームページにおいて、見やすく分かりやすいページづくりを進めるとともに、市民が知りたい情報へ迅速にたどりつけるような検索機能の向上について、新しい検索システムを導入するよう引き続き検討を続ける。

また、総合コンタクトセンターにおいては、情報提供の総合窓口の一元化の取組として、本庁 舎代表電話と各区役所の総合案内電話(幸区・麻生区)を順次総合コンタクトセンターに統合し、 利便性の向上を図った。

さらに、当該センターにおいて、「情報コンシェルジュ(案内人)」としての機能を果たせるよう、FAQ(よくある質問と回答)の件数を増やすなど、市民への回答の品質向上に努めた。

■わかりやすいホームページへの機能強化について

ユーザビリティ (情報に簡単な操作でアクセスできる) 向上のための検索機能の充実と、アクセシビリティ (見やすく、情報にたどり着きやすい) 向上のための専用ソフト (音声読み上げ機能等) の導入を検討した。

■総合コンタクトセンターの機能充実について

・総合コンタクトセンターの周知(平成 20、21 年度の取組) 市政だより、ホームページ、アゼリアビジョン(JR川崎駅東口)放映、印刷物・封筒へのロゴ入れ、転入者向けチラシ・ポケットカレンダー・ステッカー等の配布 平成 20 年度 チラシ(47,000 枚)、ポケットカレンダー(20,000 枚)配布 平成 21 年度 チラシ(30,000 枚)、ポケットカレンダー(35,000 枚)配布

・サンキューコールかわさきの問い合わせ件数

平成 20 年度: 33,591 件 平成 21 年度: 33,219 件 (平成 22 年 1 月末現在)

・FAQ の整備

平成 20 年度: 1,815 件 平成 21 年度: 1,880 件(平成 22 年 1 月末現在)

(8) 区民会議の情報発信の推進

①提言内容

区民会議に関する取組などについてのフォーラムの開催や情報紙の発行に加え、あらゆる機会を捉えて、多様な広報媒体を活用して継続的に広報することにより、多くの区民と区民会議に関する情報の共有を進めることについて提言があった。

②取組状況

多様な広報媒体や独自の情報紙の発行などにより、あらゆる機会を捉えて、区民会議に関する 広報の充実に取り組んだ。また、それぞれの区において、団体推薦の委員に依頼して出身母体を 活用した周知、地域ポータルサイトの活用、出前フォーラムの開催など、区の地域特性にあった 手法で区民会議の認知度の向上と審議内容、取組状況の広報に努めた。

区	区民会議に関わる広報手法
	・市政だより、ホームページ
川崎区	・区民会議だより
/	・市政だより区版特別号
	・区民会議集会・報告書
	・市政だより、ホームページ
幸区	・区民会議だより
一	・フォーラム
	・さいわい広報特別号
	・市政だより、ホームページ
中原区	・区民会議だより
下	・区民会議報告書・概要版
	・市民報告会
	・市政だより、ホームページ
高津区	・区民会議ニュースの発行
同伴区	・広報用チラシの配布
	・地域団体会合での周知
	・市政だより、ホームページ
宮前区	・区民会議だより
	・地域ポータルサイトにおいて、SNS上で情報交換
	・市政だより、ホームページ
多摩区	・フォーラム
	・区民会議ニュース
	・市政だより、ホームページ
麻生区	・区民会議ニュースの発行
	・出前フォーラムの開催

(9) 区民会議と関係団体との連携の推進

①提言内容

地域の課題を解決していくためには、区民会議委員の出身母体である、様々な団体が連携して 解決に当たれるよう、事務局がコーディネート機能を果たしていくことについて提言があった。

②取組状況

区民会議で調査審議した地域課題の解決策を、実践的な取組として実施する際には、事務局がコーディネート機能を果たし、区内の関係団体・機関との調整を進め、多様な主体が連携して事業を実施してきた。

また、委員の出身団体において、課題解決の取組を進めてもらうよう働きかけを行った。

区	区民会議の審議結果に基づいた活動事例
川崎区	海風の森をMAZUつくる会、川崎区地域女性連絡協議会などの区民団体や環境 局地球環境推進室などの関係部署と協力をして「環境の広場展」を開催した。
幸区	区内 23 箇所の避難所で避難所運営会議の順次立ち上げを行った。(平成 22 年 1 月 現在、17 箇所済)。うち 3 箇所で避難所開設訓練を行い、結果の検証を通してそれぞれ独自の避難所運営マニュアルを策定し、効果的な運営の体制づくりを進めた。
中原区	自転車と共生するまちづくり委員会(小杉地区)と丸子地区商店街連合会が連携して、放置自転車対策を行った。
高津区	子育て情報紙「あったかつうしん」編集委員と区民会議女性委員との防災座談会 を開催し、その結果を「あったかつうしん」で発信した。
宮前区	運動普及推進員連絡協議会と連携して、地域住民による公園体操の立ち上げを支援するほか、公園体操マップやオリジナル体操をつくることなどのサポートをすることで公園体操への参加者拡大を図った。
多摩区	外遊び実行委員会を立ち上げ、市民、区内 3 大学、行政の協働により、「こどもの 外遊び事業」を行った。
麻生区	区内保育園、こども文化センター、老人いこいの家において、専修大学との協働 によるエコバックづくりや「川崎・しんゆり芸術祭」の開催に伴う美化清掃活動 を市民活動団体などと協働して行った。

(10) 各区区民会議の交流の推進

①提言内容

各区の区民会議委員が互いに課題解決の成功例を持ち寄るなど、情報交換を行い、学び合うことにより、相互の連携を図りそれぞれの取組を発展させるため、各区区民会議の交流の場を設定することについて提言があった。

②取組状況

各区の区民会議委員が、互いの取組状況、運営方法、課題等について意見・情報交換を行い、 相互の連携を深めるために、7区区民会議交流会を実施した。

また、随時、区民会議を担当する職員による情報交換や資料提供を行い、課題の共有化や運営の改善を図ってきた。

■区民会議交流会

- · 日 時 平成 22 年 3 月 14 日 (日)
- ·場 所 中原市民館
- ・出席者 各区の区民会議委員3人
- ・テーマ ①地域課題の把握方法について
 - ②区民会議提言の実現について
 - ③第3期区民会議に向けて ほか
- ・その他 「かわさき自治推進フォーラム 2010」と同時開催

【区民会議交流会のチラシ】



第3節 参加と協働に関する制度の検証

自治基本条例では、第 28 条から第 31 条において「参加」について規定し、第 32 条において、「協働」について規定している。これに基づき、「参加」、「協働」の制度等が整備されてきたが、それぞれの制度について運営状況と課題を整理して検証を行った。

1 市長への手紙=第28条関係

「市長への手紙」は、市民の意見を広く聴取し、市政への参考としたり、反映したりするため、昭和 47 年に開始した。現在は、手紙、FAX、電子メールにより受け付け、市長が一つひとつに目を通し対応方針を示して、各局(室)区の担当者が対応し回答を書いており、平成 20 年度では 1,407 通の意見が寄せられた。平成 18 年 4 月に本格運用を開始した「サンキューコールかわさき」の利用が年々増えている中で、「市長への手紙」に寄せられる意見は、市長へ意見を届けたいという市民の思いをより反映したものになっていると考えられる。今後の課題としては、市民ニーズを把握し、より的確に施策へ反映するため、全体的な内容の分析や処理結果・回答状況の把握することが挙げられる。

2 かわさき市民アンケート=第28条関係

「かわさき市民アンケート」は、昭和 50 年度から毎年 1 回 1,500 人を対象として行っていた「市民意識実態調査」を、より多くのテーマ・対象に調査し、市政運営や政策立案の参考資料とするため、調査回数を年 2 回、各回 3,000 人の市民を対象にした調査に拡充し、名称も新たに平成 18 年度から実施することとしたものである。

昭和50年度から継続的に行ってきた市民の定住状況、生活環境の評価、市政に対する評価と要望等に加えて、平成21年度では、「廃棄物の処理」、「区役所窓口」など市民生活に関する11項目のテーマについて、市民の生活意識や行政に対する意識を調査した。アンケート結果を、今後の取組にどのように反映していくかが課題として挙げられる。

3 タウンミーティング=第28条関係

「タウンミーティング」は、市民の意見を市政に反映させる仕組みのひとつとして、市民 と市長が、双方向に直接意見交換を行う場として実施するものである。

これまで実施してきたテーマとしては、「総合計画」、「行財政改革プラン」、「自治基本条例」、「地方分権」など市政運営において重要な課題であることが多い。限られた回数、時間内でなるべく多くの来場者からの質問、意見に答えていく運用が必要である。

4 審議会等の市民委員の公募=第29条関係

「審議会等の市民委員の公募」については、平成9年6月に「附属機関等の設置等に関する要綱」を制定し、市の計画、施策等の重要な事案の策定などについて、審議会等を設置する際は、公募によって選任された市民委員を含めることに努めることを規定した。また、同年7月に「川崎市附属機関等の委員公募実施指針」を作成し、公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の2割以上となるように努めることと規定した。平成20年度における審議会等は、233設置されているが、公募委員を含む審議会等の数は73あり、その中で公募委員の割合が2割以上をみたしている審議会等の数は51となっている。公募しても応募がないものや定員に満たないものがあるため、市民委員として参加したいと考える市民にどのようにして情報を届けるかが課題として挙げられる。

5 パブリックコメント手続=第30条関係

市民の生活にとって重要な行政計画、条例、審査や処分の基準(以下「政策等」という。)を定める際に、政策等の案や関連資料をあらかじめ公表して、市民の意見を募り、提出された意見を考慮して政策等を定めるため、「川崎市パブリックコメント手続条例」を平成19年4月に施行した。平成20年度では、54件の政策等のパブリックコメント手続を実施し、3,239件の意見が提出された。政策等によっては、提出意見が少ないものもあり、制度自体の周知と意見募集の周知を行う必要がある。

6 住民投票制度=第31条関係

市政に係る重要事項について、必要に応じて、直接、住民の意思を賛成、反対いずれかで確認するため、平成21年4月に「川崎市住民投票条例」を施行した。住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて住民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の決定や実施につなげていくものである。住民投票の結果については、議会と市長に尊重義務を課し、市の政策決定に生かすこととしている。

7 協働型事業のルール=第32条関係

協働型事業は、市民活動団体と行政が共通の目標に向かって協働で行う公益的な事業を実施する際の基本的な考え方や手順を示すものとして、平成20年2月に「協働型事業のルール」を策定した。平成20年度における協働型事業は、88事業実施された。「協働型事業のルール」について、認知度が高くないこともあり、ルールの周知と理解を深めることが今後の課題として挙げられる。